

令和6年9月5日（木曜）

議 事 日 程 第2号

令和6年9月5日（木曜）午前10時開議

第 1 一般質問

午前 9時59分 開議

○寺本義勝議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○寺本義勝議長 日程第1「一般質問」を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、上田芳裕議員の発言を許します。上田芳裕議員。

〔48番 上田芳裕議員 登壇 拍手〕

○上田芳裕議員 おはようございます。

市民連合の上田芳裕でございます。質問の機会をいただきましたことと併せまして、朝から傍聴にお越しいただいた皆様、本当にありがとうございます。

さて、記録的な酷暑が続いています。8月末には熊本をほぼ直撃する台風10号が九州、西日本、東日本と縦断いたしました。本市での被害は想定を下回るものではございましたが、各地では甚大な被害もあり、度重なる大規模自然災害により被災された全ての皆様方にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

台風一過、残暑も続くようでございますが、何とかこの異例の夏を乗り切ってきたいものでございます。

では、質問通告に沿って質問してまいります。

大西市長並びに執行部の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、公契約条例に関し、お尋ねいたします。

昨年第3回定例会で、大西市長より令和8年度に公契約条例の施行に向け取り組むとの答弁をいただき、本年度から事業者や労働者団体、学識経験者による検討をいただいているようでございます。

公契約条例の検討に向けては、本市の工事契約の現状を含め、民間への業務委託がかなり進展していること、また本市の指定管理施設が増加していること、さらには最低賃金アップ幅をも超える資材価格の高騰の状況に加え、TSMC進出による人件費高騰が本市にも影響し、人材確保に課題も生じている現状から、労働条件の最たる賃金に主眼を置いた労働条件の改善を求めたものでございました。

本年度に入り、条例制定への検討会が行われておりますが、その状況をお聞きしますと、労働者側、働く者として求められる労働条件環境の最たる業種・業態別の賃金の報酬下限額の設定といった賃金条項型への検討が進められていないとのこと。

全国1,788自治体で公契約条例が進んでいる自治体が86自治体と極めて少ない中、

本市の取組は評価するものの、その86の自治体を見てみると、賃金条項型が30自治体、理念型が56自治体であり、うち政令市では、京都市は理念型ではありますが、川崎市、相模原市は賃金条項型の公契約条例が制定されております。

国際労働機関ILOの公契約における労働条項に関する条約でも、公契約は法定の最低賃金よりも有利な労働条件を定めるべきと規定をしております。

そこで、3点お尋ねいたします。

1点目として、現在公契約条例に関します事業者団体や労働者団体、学識経験者による検討が進められておりますが、賃金条項型と理念型のおおののメリット、デメリットについてどのように議論されて、理念型で検討が進められているのか、その理由について。

2点目として、今回検討されている理念型では、労働条件の最たる報酬下限額、言わば公契約における労働者の最低賃金が設定されないということになります。大西市長は「公契約条例については、労働者の処遇改善に効果がある」と答弁されておりますが、労働者の環境や処遇に対する最たる賃金下限の設定がない条例で、労働者の賃上げがどのように進むとお考えでしょうか。

3点目として、現在では理念型で公契約条例案のたたき台の議論も行われているようですが、理念型で条例の実効性・効果の最大化に向けてどう取り組むおつもりなのか。

以上3点、総務局長にお尋ねいたします。

〔津田善幸総務局長 登壇〕

○津田善幸総務局長 公契約条例の検討状況に関し、3点のお尋ねに順次お答えいたします。

まず、理念型条例で検討している理由についてです。

公契約条例につきましては、事業者団体や労働者団体、学識経験者等で構成する熊本市公契約条例（仮称）検討委員会を設置し、現在検討を進めております。

その中で、条例制定の必要性について異論はありませんでしたが、賃金条項型条例の場合、市への報告資料作成等に係る事業者の負担増加や多種多様な業種・業態に応じた賃金設定が困難であるとの意見が多く、実効性のある理念型条例の方向性で検討を進めていくべきであると検討委員会として意見を集約されたところです。

次に、労働者の賃上げについてでございますが、本市といたしましても、理念型条例の中に、発注者である市の責務や受注者である事業者の労働関係法令の遵守等必要な事項を定めた上で、その周知徹底に努めることにより、賃上げ等労働者の処遇改善の効果が期待できるものと考えております。

最後に、理念型条例における実効性についてですが、現在条例の実効性を担保するための方策につきまして、他都市の取組も参考にしながら検討を進めているところでありまして、例えば事業者が条例を遵守する旨の誓約書の提出を求めるなど、条例の効果の最大化につながるよう取り組んでまいります。

〔48番 上田芳裕議員 登壇〕

○上田芳裕議員 熊本県内における最低賃金アップの状況やT S M C進出を契機に、人件費が高騰するという現状もあり、賃金条項型にこだわり、質問させていただきました。

公契約条例の根幹は、発注者である自治体と受注者である事業者との契約であり、双方の合意が大前提であるとされており、検討委員会でも事業者や労働者団体、有識者の皆さんでしっかりとした協議が進められていると考えております。

本市では、理念型で進められますが、最も重要となるのが持続可能な実効性と効果の発揮であると考えます。今後、今年度内には条例案の作成が進められますが、御答弁いただいた条例遵守の誓約書の提出などをはじめ、条例の実効性を高めるため、あらゆる方策の検討が進められること、さらには指定管理者を含む多くの事業者や下請業者の皆さんに対しての周知期間の担保を含め、さらに尽力いただくよう要望し、次の質問に移ります。

引き続きまして、教育 I C T 「デジタル教材等の活用」に関し、まずデジタル教科書についてお尋ねいたします。

本市のデジタル教科書導入の経過については、令和3年第4回定例会でお尋ねした時点では、児童・生徒用については、小学校70校、中学校38校に1教科ずつ、指導者用は全ての小中学校に8教科ずつという導入の状況でございました。

文科省では、令和5年度から小学校5年生から中学校3年生を対象に、英語については全ての小中学校に、また、算数・数学については一部の小中学校でデジタル教科書を提供し、児童・生徒の学びの充実やこどもの障がいなどによる学習上の困難の低減を実現していくとされております。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目として、本市の小中学校におけるデジタル教科書の児童・生徒用、指導者用の令和3年度以降の導入状況についてお尋ねいたします。

2点目として、算数・数学のデジタル教科書導入は、令和5年度から一部の小中学校への提供として、本市では5割の学校への導入にとどまっております。令和5年度、令和6年度、おのおのに希望を学校に募り対応されており、児童・生徒の学習環境の公平性に課題があると考えております。

福岡市や京都市では、市費負担等で全校へ導入されていますが、公平性確保に向けた課題に対し、今後どのように取り組まれていくのでしょうか。全校で導入した場合の財政負担額と合わせお尋ねいたします。

3点目として、小中学校での指導者用デジタル教科書は、令和3年の当初から先行的に導入が進んでおりますが、指導者用デジタル教科書が先行的に導入される効果や課題についてお示してください。

以上、教育長にお尋ねします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 デジタル教科書についてお答えいたします。

令和3年度以降の導入状況について、児童・生徒用は令和3年度にモデル的に導入をした後、令和4年度から英語を全小中学校に、令和5年度から算数・数学を約5割の小中学校に導入しております。

また、指導者用は全中学校に8教科、全小学校に全教科を導入しております。

算数・数学の児童・生徒用デジタル教科書について、全小中学校へ導入するには約1,500万円が必要となります。今後、全校導入については、国による効果検証等を把握し、国の支援状況を注視してまいります。

導入効果についてですが、教員にとっては授業準備の負担軽減や効果的な資料提示が児童・生徒の理解のしやすさにつながるということが上げられます。

また、特別支援学級においては、音読の読み上げ、ルビの表示、文字の拡大等の効果は大きいものと考えております。

課題についてですが、デジタル教科書の活用を含めた教員のICT活用能力のさらなる向上が課題であると考えております。

〔48番 上田芳裕議員 登壇〕

○上田芳裕議員 デジタル教科書については、小学5年生から中学3年生までに英語と算数・数学の導入が進んでいることが分かりましたが、算数・数学の5割の学校という状況については、私は課題があると考えます。

導入時の費用負担が約1,500万円とのことですので、児童・生徒の学習環境を整えるための教育委員会の責務として対処いただくよう要望いたします。

また、指導者用デジタル教科書の効果と課題について理解をできました。成果については、児童・生徒と教師が授業の進み具合を確認し合いながら学習できることや、特別支援学級での効果も大きいとのことでした。

また、課題とされている教師のICT活用能力の向上は、授業を行う教師のモチベーション向上にもつながるものとして、現場段階におけるICT活用の現場への向上へ粘り強く対応いただきたいとお願いを申し上げます。

引き続きまして、デジタル教科書と同様に、学校現場で活用が進みますデジタル教材についてお尋ねいたします。

本市では、タブレット端末等が導入されるかなり以前から、本市独自でのオリジナルデジタル教材の開発・導入が進んでいるようでございます。

このデジタル教材については、基本的には学校現場からの要望に対し、本市のICT支援員が作成とその改善を手がけられているとお聞きをしております。

本市教育センターホームページでも数多いデジタル教材がアップされており、現在では小学校8教科等に484コンテンツ、中学校では7教科で107コンテンツ、高校では2教科で4コンテンツの合計で、595もの学習用デジタル教材がアップされ、授業等で児童・生徒への指導に利活用されているようです。

学校現場でのデジタル教材の授業での利活用を進めるために、令和4年度からはI

ＣＴ支援員を19名から22名に増員し、対応を進めているともお聞きをしていますが、学校現場のニーズからはさらなる増員が求められていると考えます。

そこで、4点お尋ねいたします。

1点目として、学校現場でのオリジナルデジタル教材の活用状況は把握されていますでしょうか。

2点目として、このデジタル教材に対する教職員からのニーズの状況、またコンテンツ増など、今後のデジタル教材の拡充に対するお考えについて。

3点目として、デジタル教材の利活用に関しましては、ＩＣＴ支援員の役割が大変大きいとお聞きしております。学校現場におけるＩＣＴ支援員の役割と効果などの現状についてお尋ねいたします。

4点目として、そうしたＩＣＴ支援員に対するニーズは、かなり高いと教育委員会でも把握されているようです。文科省で望ましいとされる4校に1名の配置からすると、本市では小中学校135校に対し34名の配置となり、現在の22名からは大幅な増員を目指すべきと考えます。ＩＣＴ支援員の拡充に対する教育委員会の見解をお示ください。

以上、教育長にお尋ねします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 本市の教育センターホームページに掲載しておりますオリジナルデジタル教材は、議員御案内のとおり、本市のＩＣＴ支援員が教員からの依頼を受け、やり取りをしながら作成をしております。

オリジナルデジタル教材のアクセス数は、令和4年度は約500万回、令和5年度は約800万回と年々増加をしております。道徳科や外国語科等の授業やキーボードの練習などで活用が多くなっております。

さらに、熊本市内だけではなく他都市からの活用も進んでいるところです。

これらの教材は、現在も教員からの依頼を受けて作成をしております。依頼の内容としては、これまで作成したコンテンツの改良等が増加をしております。

今後もデジタル教材の作成は継続をしていきますが、現在使用している教科書でも、また来年度以降使用する新しい教科書では、さらにデジタルコンテンツが充実しており、教師や子どもが選択できるようになっていくと考えております。

本市のＩＣＴ支援員は、研修の支援や授業支援だけではなく、ＩＣＴを活用した校務の支援や機器の故障時の一時対応等、学校におけるＩＣＴ全般の窓口としての対応を行っております。

ＩＣＴ支援員は複数の学校に訪問し、情報を共有していることから、各学校での取組など他校に紹介するなど、本市の教職員のＩＣＴ活用能力の向上に寄与しております。

また、ＩＣＴ支援員は、授業に入って児童・生徒に説明をしたり、個別の支援を行ったりしており、児童・生徒が不安なく端末の活用ができております。

本市では、現在ICT支援員を6校当たり1人の配置をしております。議員御案内のとおり、文部科学省で望ましいとされる4校に1人には至っておりません。各学校におけるICT支援員のニーズが高く、今後も継続してICT支援員の増員を検討してまいります。

〔48番 上田芳裕議員 登壇〕

○上田芳裕議員 本市独自のオリジナルデジタル教材の約600にも及ぶコンテンツは、全国的にもまるで突出しているとのことで、本市の各学校での利活用をはじめ、他自治体へも開放されているなど大変評価をするところでございます。

今後、このデジタル教材の利活用拡大と合わせ、課題視されている教育現場におけるICT活用能力の向上に向けては、ICT支援員のさらなる拡充が必要になると考えます。

教育委員会では、財政局へ拡充予算の要望もされてきたとも聞いております。費用対効果を検証、精査いただき、ICT支援員の拡充に向けた検討が進められますよう、大西市長にもお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

教育分野の最後に、タブレット端末の次期更新についてお尋ねいたします。

小中学校におけるタブレット端末は、既に御承知のとおり、熊本地震を契機に平成30年度の小学校16校、中学校8校での先行導入を皮切りに、令和2年には教職員を含め全ての小中学校で1人1台端末の整備が完了、文科省が進めるGIGAスクール構想による児童・生徒1人1台端末の早期実現に向けた取組を先導してきました。

導入が段階的に進められてきたタブレット端末については、令和6年度末に機器の一斉更新の時期を迎えており、教育委員会でもその準備が進められております。

また、文科省では、昨年度の補正予算でGIGAスクール構想の第2期を見据えた1人1台端末の更新のため、都道府県に総額2,643億円の基金を創設し、5年程度かけて端末の計画的な更新に加え、予備機の整備の支援も行うとされております。

県基金への配分と熊本市への補助について大変気になるところでございます。

そこで、3点お尋ねいたします。

1点目として、1人1台端末の着実な更新に向けた国の端末補助制度の内容についてお尋ねいたします。

2点目として、令和6年度末で一斉更新されるタブレット端末については、児童・生徒用約6万台、教師用、予備機を含めて約5,000台と合計で6万5,000台とお聞きをしております。国の補助制度の内容に当てはめたときに、本年2月に創設された熊本県公立学校情報機器整備基金を通じた補助総額とは、本市で試算された更新総額約131億円に対し、どの程度になると想定されているのでしょうか。

3点目として、現在、本市ではタブレット端末の一斉更新に向けた入札・契約等の内部手続が進められておりますが、熊本県との協議も含め、今後のスケジュールをお示しくください。

教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 タブレット端末について国の補助制度の内容は、端末1台当たり最大5万5,000円で、児童・生徒数に最大15%の予備機を加えた総数の3分の2に当たる台数が対象となります。

本市では、6万5,000台の調達を予定しております。現在補助金の交付申請手続中であり、端末補助制度の内容から補助総額はおおよそ23億8,000万円ほどを見込んでおります。

端末更新に向けた今後のスケジュールについては、9月初めに契約の相手方が決定いたしました。今後、国の要綱に従い契約相手方と共同で補助金の交付申請を県に行い、交付決定後に契約締結を行う予定です。

端末については、令和6年度中に設定、納品を行い、令和7年4月から新端末での運用を開始する予定です。

〔48番 上田芳裕議員 登壇〕

○上田芳裕議員 タブレット端末の一斉更新に向けては、これまでも総額131億円が想定され、教育委員会でも準備が進められている中、今後は県の公立学校情報機器整備基金を活用し、約23億8,000万円の補助金が見込まれるということでございます。文科省を通じた補助としては期待をしていましたが、今後1,000億円強の本市負担も生じるようでございます。

また、文科省では、都道府県域を単位とした共同到達でのコスト削減とも言われておりましたが、本市では単独での個別到達を目指すとのこと、来年4月の新端末での運用に向けて準備も進められていきますが、各学校とも連携をしていただき、取組を進めていただくようお願いし、次の質問に移ります。

引き続きまして、スマートシティくまもとの取組についてお尋ねいたします。

スマートシティくまもとの取組については、令和3年の官民連携協議会の設立以降、翌令和4年に推進戦略の策定と取組が進められ、具体的にはモデルケースプロジェクトやプラットフォームにおける民間事業者との協業、本市では共創、共に創るという表現がされておりますが、民間事業者との協業により、本市が抱える地域諸課題の解決に向けた取組が現在進行形で行われているものでございます。

令和4年からスマートシティの基礎づくりに取り組み、本年度からは取組のフェーズ2、フェーズ2としてプラットフォーム会員の民間事業者との共創による事業創出、また分野間・データ連携の仕組みづくり、持続可能な事業運営体制の検討という取組を令和13年までの中長期的な取組段階にあるようでございます。

具体的には、推進戦略での5つのモデルケースプロジェクトを進化させ、令和5年、令和6年と年度をまたぎ、防災・ヘルスケア・環境・まちづくり・児童の安全・道路インフラという6分野で7つの取組が進められています。この取組に対しましては、デジタル田園都市国家構想交付金や地方創生推進交付金などの国の補助金・交付金も活用され、プラットフォームの会員事業者と協業で設置されたプロジェクトチームで

の取組が実装・実証の取組につながり、成果も出ているようでございます。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目として、防災分野での避難所受付に対するくまもとアプリを活用した事例については、6月議会で高瀬議員の質問でも触れられましたので、そのほか5つの分野別プロジェクトでございますヘルスケア・環境・まちづくり・児童の安全・道路インフラの取組状況とその成果についてお示しをください。

2点目として、スマートシティくまもとの取組はフェーズ2、フェーズ2として今後8年間取組が推進されますが、今後どのような分野を絞り込み、プラットフォームの会員事業者の皆さんと協業・共創の取組を展開していかれるのか、令和6年度に新たな提示されている具体的な取組があればお示しください。

以上、政策局長にお尋ねいたします。

〔三島健一政策局長 登壇〕

○三島健一政策局長 本市では、ICT等の新技術やデータを活用し、官民が連携して地域の課題を解決することにより、上質な市民生活を実現するスマートシティを推進しており、6つの分野でプロジェクトを設置し、取り組んでおります。

議員お尋ねの防災分野以外の取組状況でございますが、まず、ヘルスケアの分野では、プロサッカーチームとの連携により、健康づくりや介護予防を目的とした新たなプログラムを開発し、健康教室を開催いたしました。

環境の分野では、市民参加型モニタリング調査であるセミ調査において、市民参加の促進と集計作業の負担軽減に向けたアプリを開発いたしました。

まちづくりの分野では、中心市街地においてカメラ画像やWi-Fi等を用いた人流調査を行い、取得データの解析を実施いたしました。

児童の安全の分野では、位置情報の把握や過去の事故発生場所の表示などができるアプリを開発し、児童・生徒に配付をしておりますiPadに導入する取組を進めております。

最後に、道路インフラの分野では、これまで目視で行っていた道路の保守点検について、ドライブレコーダー等の映像をAIで分析することにより業務の省力化を図ることとしております。

取組の成果でございますが、特にヘルスケアの分野では、教室の実施前後の運動機能データを分析した結果、参加者の身体機能を改善する効果が確認できました。

今年度は、参加者の対象年齢をこれまでの65歳以上から50歳以上に引下げ、より早期からの生活習慣の改善を推進しているところでありまして、本年7月公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会などが企画・実施した第12回スポーツ振興賞において、スポーツ庁長官賞を受賞するなど高く評価されております。

最後に、令和6年度以降の取組についてでございますが、現在、公共交通や自転車の利用促進など5つの項目で課題を提示し、令和7年度以降の具体的な取組に向けたアイデアを募っております。

今後とも経済団体や大学等との連携を深めながら、あらゆる分野を対象にスマートシティの取組を進め、官民連携による地域課題の解決やさらなる事業創出へとつなげてまいります。

〔48番 上田芳裕議員 登壇〕

○上田芳裕議員 スマートシティの取組については、具体的な成果として、特に御紹介いただきましたヘルスケア分野における介護予防生活習慣の改善に向けた「ロアツウエルネスプログラム」の取組では、スポーツ庁長官賞を受賞し、成果も上がっているようでございます。

また、児童の安全や道路、インフラ分野の取組については、現在進行形ということで、今後の実証から実装、事業化に向けた取組につながるよう大いに期待をするところでございます。

このスマートシティくまもとの取組につきましても、事業実施とその継続性に対し、事業費の負担の在り方にも課題があると考えております。政策局では、デジタル田園都市関連や地方創生推進交付金などの国補助、それに加えまして本市独自の補助金も積極的に活用されておりますが、フェーズ2、フェーズ2の取組については、令和13年までの取組となります。今後、持続可能な事業運営に向けた財源確保にも十分留意をしていただき、取り組んでいただきますよう要望し、次の質問に移ります。

引き続きまして、自転車交通の課題について。

まず、自転車の利用促進と自転車事故改正道交法への対応についてお尋ねいたします。

本市の自転車の利用促進に向けては、令和3年に「自転車3“ばい”プラン」を策定し、「乗るばい・良かばい・守るばい」の3つの基本方針により取組が進められております。

具体的には、自転車の走行空間や駐輪場整備、シェアサイクル導入の推進、安全教育意識の向上といった取組として、令和12年度までの計画とお聞きをしております。

そのように自転車の利用促進が進められている中、本年5月に自転車による交通違反への反則金制度、いわゆる青切符を柱とした道路交通法の改正が国会で可決成立いたしました。

これは全国の交通事故件数が減少傾向である一方で、自転車に關係する事故については令和2年から増加し続けていること、さらには自転車事故での死亡や重傷事故につながった要因が自転車側の交通違反であったと分析され、より実効性ある取締りとして青切符の制度導入が判断されたようでございます。

改正では16歳以上を対象に、比較的軽微なものも含め、113の違反行為が対象で、具体的には信号無視、一時不停止、携帯電話のながら運転、走行区分違反、傘やイヤホンを利用した運転などで、反則金については今後政令で決まるとのことでございます。

そこで、お尋ねいたします。

まず1点目として、本市では「自転車3“ばい”プラン」で自転車の安全教室、安全利用のため、目標値を定め取り組まれています。その取組内容と現状についてお尋ねいたします。

2点目として、全国的に交通事故発生件数が減少傾向にある中、自転車に関する事故は4年連続で増加をしており、交通事故の全体に対する割合も増加していると聞いております。そこで、本市の交通事故に対する自転車事故の割合と、熊本県内で本市が占める割合についてお尋ねいたします。

3点目として、自転車による交通違反への反則金制度、青切符の対象が16歳以上であり、これまで以上に自転車交通のルール、マナーの周知啓発が必要となると考えます。改正法の施行が2年以内とされており、市民はもちろん中高生とその家族を対象とした周知啓発などの取組も重要になってくると考えます。

県と本市教育委員会や都市建設局などの関係する団体で連携した取組を計画的に実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

加えまして、教育委員会における独自の取組があればお示しいただきたいというふうに思います。

以上3点、都市建設局長、また、3点目は教育長にも御答弁をお願いいたします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 まず1点目の自転車の安全利用に関する取組内容と現状についてでございますが、令和3年に策定いたしました「熊本市自転車3“ばい”プラン」におきまして、基本方針の一つに、自転車を安全に利用できる環境づくりを掲げております。

これに基づきまして、これまで交通ルールの内容を年代別に理解しやすいよう工夫したチラシの作成・配布を行いますとともに、令和5年度からはコロナ禍で自粛していた対面による自転車の交通安全教室を再開いたしまして、小中高校合わせて67校で実施するなど、交通マナーの遵守やマナーアップに取り組んでおります。

さらに、自転車安全利用モデル校である7つの高校におきましては、警察等の関連機関と連携しながら交通安全講演会や各校代表によるワークショップの開催、交通標語募集など交通安全活動に取り組んでおります。

次に、2点目の自転車事故の発生件数についてでございますが、本市の交通事故全体に占める自転車関連事故の割合は、令和2年の17.6%を境に増加傾向にありまして、令和5年は20.0%となっております。

また、県全体の自転車関連事故件数に占める本市の割合は、令和5年で約70%となっております。

最後に、3点目にお尋ねの自転車交通のルール、マナーの周知啓発についてでございますが、自転車の交通違反に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符の導入は、自転車関連事故が多い高校生をはじめ、広く市民の皆様へ改めて交通安全への意識を高めていただくきっかけになると考えております。

そのため、警察や保護者、関係団体等と連携しながら自転車安全利用モデル校の拡大を図るとともに、啓発ポスターの掲示やチラシの配布、さらには広報紙やSNSの活用、交通安全教室、その他のイベントなど、あらゆる機会を通じて周知啓発を図ってまいります。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 教育委員会における取組についてお答えいたします。

学校教育における自転車交通のルール、マナーの周知啓発については、交通安全指導や自転車教室等を通じて自転車の正しい乗り方やルール、マナーについて指導するとともに、携帯電話を使用しながらの運転や右側通行などの通行区分違反といった交通違反は、青切符により取締りが行われることについて周知をしてまいります。

また、警察庁を中心に自転車の交通安全教育に係るガイドラインの策定や官民連携した交通安全教育の実施体制強化などが検討されており、学校教育においても警察や民間事業者と連携して交通安全教育に取り組んでまいります。

〔48番 上田芳裕議員 登壇〕

○上田芳裕議員 「自転車3“ばい”プラン」の取組によりまして、自転車の走行空間整備が進められていることと合わせ、特にシェアサイクル、チャリチャリの整備地域の拡大で顕著に自転車利用が進んでいると感じており、評価するところでございます。

そのような中で、自転車事故が本市への集中傾向にあることから、自転車の事故違反防止やその未然防止の取組が重要であるというふうに考えております。

自転車交通の反則金制度青切符については、法施行まで2年程度ございますが、私も所属いたします交通指導員の声として、現在の中学校2年生から対象となることから、早い段階での市民はもとより、学校、家庭などの教育の中で、罰則の内容の周知徹底をすべきとの意見提供を受け質問させていただきました。

既に、県警を軸とした周知啓発の取組の検討も始められているようでございます。本市の各部署との連携、協調ある取組を要望いたします。

引き続きまして、自転車の通行ルール「矢羽根型路面表示」についてお尋ねいたします。

矢羽根型路面表示とは、自転車の通行位置と方向を明示して、自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーに対しても、自転車の通行位置を知らせる法定外の路面表示として道路管理者であります本市が対応に当たっているとのことでした。

矢羽根型をはじめ、自転車ピクトグラムなどの路面表示については、平成27、28年頃から始まったとお聞きをしていますが、私が住む中央区でも、最近よく見かけるようになったと感じております。感覚的には自転車の通行位置と方向を示しているのだろうとは思ってはいましたが、自動車と自転車が混在し走行しているときに危険を感じるということがあると実感をしております。

道交法上自転車は車両であり、車道通行が原則ということは、その周知も進んでおりまして、本市が道路管理者として自転車の通行位置、方向を示すことは理解いたし

ます。

ただ、これまで車道の左側の自転車通行帯と思っていた白線がございますが、その白線をまたがって車道内にも矢羽根型路面表示がされていること、さらには大江渡鹿交差点などの交通量の多い、車道幅も広い交差点において、自転車通行を示す矢羽根型路面表示が車道内に並行して示してあることに、交通事故やヒヤリハットの要因にならないか、大変心配いたしております。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目として、車道や交差点における自転車の通行位置や方向を示した矢羽根型路面表示の本市の路線数と表示キロ数、交差点数などの現状と今後の計画などがあればお示してください。

2点目として、矢羽根型路面表示の必要性については反論しませんが、疑問もあります。自転車の交通量や道路や交差点の形状によっては、車道左側の白線を越えた矢羽根型路面表示の在り方、また、交差点内部における矢羽根表示については、改善すべき点があると考えますが、いかがでしょうか。

以上2点、都市建設局長にお尋ねいたします。

（「いい質問だ」と呼ぶ者あり）

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 矢羽根型路面表示、いわゆる矢羽根の設置状況についてでございますが、「熊本市自転車3“ばい”プラン」に基づきまして、令和5年度末現在で8路線、約9.8キロ、交差点27か所で設置済みでございます。今後は計画に位置づけた優先整備路線のうち未整備であります24路線、約24キロにつきまして、県警とも協議しながら路線の幅員や交通状況に応じた形態で設置を進めることとしております。

また、矢羽根の設置に当たりましては、国の安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインに基づきまして、自転車の安全な通行を確保するため、縁石の端から1メートル以上の幅を確保することとしておりまして、路肩の幅員によりましては、議員御指摘のとおり、車道外側線をまたいで表示しているものもございます。

しかしながら、路肩が1メートル未満かつ規制速度が時速40キロメートルを超えるような路線では、矢羽根は設けないこととしているほか、側溝改良等による側溝空間の確保に努めるなど、自転車が安全に通行できる環境整備も行いながら設置を進めております。

また、交差点内の矢羽根につきましては、先ほど御紹介しましたガイドラインに基づきまして、安全性の観点から横断歩道の歩行者と混在しないため、さらには交差点前後の道路から蛇行することなくスムーズな走行空間を確保するため、自動車のルートに沿って表示しているところでございます。

今後、矢羽根を含めた交通ルールにつきまして、自転車利用者はもちろんのこと、ドライバーや歩行者の皆様に対して、県警や地域団体との関係団体と連携しながら啓

発ポスターやチラシ、SNSなどあらゆる機会を通じて周知啓発を進め、安全で快適な自転車利用を推進してまいります。

〔48番 上田芳裕議員 登壇〕

○上田芳裕議員 自転車走行空間の矢羽根型や自転車ピクトグラムの表示については、国交省のガイドラインに基づき本市道路管理者として取組が進められており、お聞きする範疇では制度上どうにもできないということでございます。

しかしながら、9月に入りまして新学期を迎え、大江渡鹿交差点で交通指導を行っておりますが、この矢羽根型表示による自転車走行は、交通指導員の守備範囲を超えているとも感じております。

いずれにいたしましても、自転車走行ルールでございます矢羽根型路面表示については、社会全体として自転車と自動車、さらには歩行者が共存し合える道路交通の共通認識を高めるための取組として、市民への周知や自転車の交通安全ルールについて県警や本市各部署と連携いただき、これまで以上の取組を要望いたします。

質問の最後に、3歳児健診を受ける吃音について、1点要望を申し上げたいというふうに思います。

吃音とは、言葉が滑らかに出不い、言葉の初めが連続して出てくるなどの症状で、2歳から4歳で出現、七、八割は自然治癒するものの、二、三割は症状が残り、日常生活に影響が出るケースもあるため、年齢や症状の程度に応じて治療や生活面でのサポートが必要だというふうに言われております。

この吃音の3歳までの発症の発見について、本年7月地方議員による吃音の見える化超党派議連が緊急的に8都道府県合計の343自治体を調査された結果、3歳児健診時の問診票に吃音の項目が明記されている自治体が僅か4自治体、1.2%にとどまり、このことが要因で吃音が十分に発見されていないおそれがあると明らかにされました。

熊本市については、健診前に送付する3歳児健診受診前質問票で県内唯一吃音の項目があるとのことで、本市の取組は評価するところでございますけれども、その質問票の項目で、これは表現に誤りがあったらあれですけれども、分かりやすいために質問票の項目で吃音、括弧ひらがなでどもりと表現されております。

このどもりという表現は、特に近年では差別的用語や放送禁止用語ともみなされており、公の場では使われなくなっております。3歳児健診における質問票でのどもりの表現については、改善に向けた動きもしていただいておりますが、今後乳幼児への吃音に対する認識が高まる取組として推進されますように要望いたしたいというふうに思います。

用意いたしました質問は以上でございます。

対応いただきました施行部の皆さん、議場の先輩、同僚議員の皆さん、さらには傍聴席で傍聴いただいた皆さん、インターネットで御拝聴していた皆さん、全ての皆様にご感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今後も市政発展に向けて全力投球してまいります。今後ともどうぞ頑張ってください。

ますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

本日は御清聴いただきありがとうございます。（拍手）

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時09分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

三森至加議員の発言を許します。三森至加議員。

〔34番 三森至加議員 登壇 拍手〕

○三森至加議員 皆様、おはようございます。

今回、10回目の質問の機会をいただき、先輩、同僚議員の皆様にも心より感謝申し上げます。

また、朝早くから会場に駆けつけてくださった皆様、インターネットで御視聴いただいている皆様にも心より感謝申し上げます。

今回の質問では、公明党熊本県本部女性局で、全ての女性のためのトータルプランの実現に向けて大西市長及び木村県知事に次のように要望させていただきました。

国連のSDGsの目標5には、ジェンダーの平等と女性の能力強化がうたわれています。我が国の2024年、ジェンダーギャップ指数は146か国中118位と世界の中で大きく遅れを取っており、政治、経済分野では低迷が続き、男女格差が埋まっていません。長引くコロナ禍、ロシアのウクライナ侵略、エネルギー高騰の進行等が追い打ちをかけ、経済基盤農業弱いひとり親や非正規で働く女性等へ大きな影響を及ぼしています。

今求められていることは、社会の表面から埋没しがちになっている様々な困難を抱えながらも、声を上げられない人たちの存在に目を向け、苦しみを取り除くことであると考えます。

私たち公明党は、日々地域に根を張りながら一人の声を聞き、政策をつくり、国、地方のネットワークで課題解決、政策実現へと取り組んでいます。希望と安心の未来を開き、誰一人取り残さない共生社会を築くことが必要と考えます。

全ての女性が安心して希望を持って生きられる社会を目指し、あらゆる分野の女性を応援するため、6つの視点から27項目について要望させていただきました。その中から内容を抜粋して3問質問させていただきます。その他は、日頃の市民の皆様からいただいた相談の下で質問させていただきます。

市長はじめ、執行部の皆様には前向きな答弁を期待して、質問に入らせていただきます。

1 問目、認知症の人に寄り添った地域社会の構築についてお伺いします。

国内の認知症の高齢者数は、65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者数が約584万人、軽度認知障害（MC I）高齢者数が約612万人に上ることが推計される中で、誰もが認知症になり得るという認識の下、共生社会の実現を加速することが重要です。

認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民一人一人が一人の尊厳ある人としてその個性と能力を十分に発揮しながら、ともに支え合って生きる共生社会の実現を目指し、本年1月に認知症基本法が施行されました。

重点目標として4点、次のように掲げられています。

1 点目、国民ひとりひとりの認知症や認知症の人への理解が進んでいること。

2 点目、認知症の人の生活においてその意見が尊重されていること。

3 点目、認知症の人・家族らが他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らせること。

4 点目、国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できることです。

また、新しい認知症観として、認知症になったら何もできなくなるのではなく、できること、やりたいことを住み慣れた地域で仲間とつながりながら役割を果たし、認知症の人が認知症とともに希望を持って生きるという考え方を打ち出されました。

特に地方公共団体は、認知症の人やその家族等にとって身近な行政機関であるとともに、認知症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っています。認知症の人も家族も安全に安心して暮らせる地域の構築への取組が必要です。

そこで、3点お伺いします。

1 点目、認知症に関する知識及び認知症の人に対する理解を深める取組の推進についてお伺いします。

社会の高齢化が進む中で、認知症は誰もがなり得るものであり、認知症の当事者が尊厳をもって最後まで自分らしく暮らせる地域社会の構築が求められています。そのためには、認知症について国民一人一人が自分ごととして身近な問題として捉えることが重要です。

そこで、行政が軸となり、小中学校の児童・生徒、地域の企業、経済団体や自治会等と連携して認知症サポーター講座のさらなる展開や、新しい認知症観を定着させる啓発資料の作成配付など、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組を強化すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

大西市長へお伺いします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 認知症の方とその御家族が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることは、大変重要であると認識をしております。本市では、議員御案内の新しい認知症観を分かりやすく伝え、市民の皆様に広く理解していただけるよう認知症サポーター養成講座での新たなテキスト等を現在作成中でございます。

また、認知症の方とその御家族、認知症サポーター等が支援する人、される人の関係を超えてともに活動し、誰もが安心して生活を送るための仕組みとして、全国で広がっているチームオレンジの活動を重点的に支援しておりまして、今後も継続して支援してまいりたいと考えております。

〔34番 三森至加議員 登壇〕

○三森至加議員 大西市長、御答弁ありがとうございます。

新しい認知症観を分かりやすく伝え、市民に広く理解してもらえるよう、認知症サポーター養成講座での新たなテキスト等を現在作成中とお聞き、安心しました。出来上がりしましたらぜひ見せていただきますようよろしくお願いいたします。

また、長嶺校区では企業と学校と地域が協力して外出支援や見守りを積極的に行われるとお聞きし、支援する人、される人の関係を超えて、ともに活動されている素晴らしい取組を一度見学に行ってみたいと思いました。

では、次の質問に入ります。

2点目、認知症の人の尊厳ある暮らしを守るケア技法であるユマニチュードの普及についてお伺いします。

認知症と軽度認知障害の方を合わせて1,000万人を超える状況下では、認知症の人や家族等が安心して穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要です。実際に記憶障害や認知障害が起こる中で、当事者や家族の不安から行動・心理状態（BPSD）が発生し、それまでの家族関係が損なわれてしまうことも少なくありません。

BPSDとは、行動症状として暴力・暴言・徘徊・拒絶・不潔行為があり、心理状態として抑鬱・不安・幻覚・妄想・睡眠障害等があります。認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの住民が認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人のBPSDの発生を抑制することは特に重要であると考えます。

そのための効果的な技法として、「あなたを大事に思っている」ということを「見る」「話す」「触れる」「立つ」の4つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法であるユマニチュードが注目されています。

例えば介護の現場では、一生懸命にケアをしても相手から拒否されたり、暴言を受けたりすることがあります。しかし、実際口腔ケアを嫌がり、声を荒げていた90代の男性に対し、看護師がユマニチュードを実践したところ、その男性は抵抗せず口を大きく開け、口腔ケアを受け入れ、笑顔を見せていました。

国内の研究結果では、ユマニチュードの実践により認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善され、ケアする側の負担感も20%軽減したとの有効性が確認されています。

また、ユマニチュードに先駆的に取り組んでいるのフランスの一部施設では、離職したり、欠勤したりする職員が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬の使用料を9割近く減らしたという報告もあります。

福岡市では、2016年に家族介護者や病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュ

ードの実証実験を実施しました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、2018年には町ぐるみの認知症対策としてこの技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開されました。対象は家族介護者や小中学校の児童・生徒のほか、市職員や救急隊員など多岐にわたります。

講座を受けた市民からは、「もっと早く知っていればよかった。今後は介護をする人たちに私たちが伝えたい」との声が寄せられたのを受け、こうした取組を継続的に実施しようと、今年4月から福祉局の中にユマニチュード推進部を新たに設置されています。

そこで、認知症の人のBPSDの発生を抑制し、認知症の人と家族等の尊厳ある暮らしを守るために、ユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと考えますが、見解をお聞かせください。

大西市長にお伺いします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市の認知症サポーター養成数は、人口当たりの数としては指定都市の中で最も多く、また、相手の心に寄り添うような接し方等を伝えるユマニチュードの考え方を盛り込んだ認知症サポーター養成講座を既に実施をしております、今後の認知症対応力の向上につながっていくものと考えております。

〔34番 三森至加議員 登壇〕

○三森至加議員 大西市長、御答弁ありがとうございます。

ユマニチュードの考え方を盛り込んだ認知症サポーター養成講座を既に実施しているとの答弁でした。ユマニチュードの考え方を理解してくださるのであれば、大西市長、ユマニチュードの講座をよかったらぜひ一度受けてみてください。もっと認知症対応力向上につながると確信します。

では、次の質問に入ります。

3点目、地域における認知症ピアサポート環境の整備についてお伺いします。

若年性認知症の方々も含めて認知症の人が生きがいや希望を持ち、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、認知症の人の社会参加の機会の確保に向けて、家族や事業主が安心して適切な行動が取れる環境の整備も必要です。

特に認知症と診断された後に、希望を失うことなく新たな目標に向かって行動することができるように、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を当事者同士で共有する機会を確保し、本人や家族の不安を軽減することは大変に重要であります。

そこで、認知症の本人や家族等が診断後、早い段階で同じ経験をした方々との情報共有や様々なアドバイスが受けられるように、インターネットによる交流も含めた地域における認知症ピアサポート環境の整備も重要と考えますが、見解をお聞かせください。

大西市長にお伺いします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 現在、認知症コールセンターを熊本県と合同で設置をしておりますほか、認知症の方や御家族等に対する情報提供や相談体制の充実を図るため、認知症カフェの立ち上げ支援を行っております。

さらに、ピアサポート環境の整備は、国が行う新たな事業への参画について熊本県と協議を始めたところでございます。今後とも認知症の方を含めた市民お一人お一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重する共生社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

〔34番 三森至加議員 登壇〕

○三森至加議員 大西市長、御答弁ありがとうございました。

国の新たな事業とは、認知症の方々の意見や希望を直接反映させることで、より効果的な支援体制を構築することを目指して、認知症の方々が自分らしく暮らし続けるための環境づくりを支援している事業のようです。

木村知事も、認知症対策には力を入れるとおっしゃっていました。県と連携しながら、共生社会の実現へ取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、困難な問題を抱える女性への支援充実についてお伺いいたします。

女性をめぐる課題は、生活困窮・性暴力・性犯罪被害・家庭関係破綻など複雑化し、コロナ禍よりこうした課題が顕在化しました。

令和4年5月に、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する民間団体との協働といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築するため、困難女性支援法として令和6年4月に施行されました。

支援対象者は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性、またそのおそれのある女性も含まれます。です。

基本理念として、1、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思に尊重されながら抱えている問題、その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の様々な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

2、支援が関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

3、人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすることとなっています。

売防法に基づく婦人相談所は、女性相談支援センター、入所施設の婦人保護施設は女性自立支援施設、婦人相談員は女性相談支援員にそれぞれ名称が変更されました。名称変更を機に、その内容の充実を図らなければなりません。

そこで2点、大西市長にお伺いします。

1点目、例えば困難な問題を抱える女性のうち、女性自立支援施設への入所による支援が望ましいと考えられる女性であっても、若年女性、同伴児のいる女性、障がいを持つ女性等のおおむね3割が入所につながっていません。入所につながらなかった理由として、スマートフォンや携帯電話の使用制限を挙げる声があります。

携帯電話等の通信機器については、位置検索機能やSNSによる情報発信等により、DVやストーカー等の加害者が被害者の居場所を特定する懸念があることから、一時保護施設及び婦人保護施設において、利用が一律に制限されていたようです。

新法の趣旨に鑑み、被害女性の自立に向けた求職活動や、学校、職場への復帰に際しての連絡など社会参画に不可欠なことから、安全性を考慮した通信機器の新たな運用方法の検討とともに、地域から隔絶された保護施設だけでなく、社会参画を育む保護施設の設置が求められると考えますが、御所見を伺います。

次に、2点目、女性相談支援員の配置については十分とは言えず、合わせて在職年数が3年未満の相談員が都道府県で38.2%、市で38.8%を占め、今後質量ともに充実が求められます。

また、相談者の深刻な問題に向き合うという重責を担っているにもかかわらず、支援員の雇用については、不安定な状況であることも問題視しなければなりません。女性相談支援の充実のためにどのように対応するのか、御所見を伺います。

以上2点、大西市長にお伺いいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 熊本県には女性自立支援施設の前身であります旧婦人保護施設が設置されておりましたが、入所者の減少等によりまして、昭和60年3月末で廃止されました。また、近年、全国の女性自立支援施設におきましても、入所者が減少している状況でございます。

このため、本市独自での設置は考えておりませんが、引き続き熊本県や民間支援団体等と連携をしながら、県の一時保護所や母子生活支援施設等への入所を調整するなど、個々の状況に応じた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、女性相談支援の充実につきましては、現在困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画を策定中でございまして、それに合わせて関係機関や民間支援団体と連携をした支援体制の強化や支援のニーズを踏まえたさらなる支援方法等について検討してまいります。

今後とも困難な問題を抱える女性への支援を推進することで、人権が尊重され、安心して自立して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

〔34番 三森至加議員 登壇〕

○三森至加議員 大西市長、御答弁ありがとうございました。

やはり地域から隔絶された保護施設では、入所者が減少するはずですが、先ほど述べましたとおり、これからは社会参画を育む保護施設が必要と考えます。被害女性の自

立に向け、安全性を考慮できるような通信機器の新たな運用方法を検討するなど、個々の状況に応じた支援をお願いいたします。

女性相談支援員の充実については、現在基本計画を策定中であり、それに合わせて関係機関や民間支援団体との連携した支援体制の強化や、支援のニーズを踏まえたさらなる支援方法等について検討してまいるとの答弁でした。

そこで、先進市である大阪市へ視察に行っていましたので、大阪市の取組を紹介させていただきます。

大阪市ではいち早く基本計画を策定し、国が出している令和6年度困難な問題を抱える女性への支援関係、当初予算で拡充された女性相談支援員活動強化事業を活用して、女性相談支援員、非正規の手当等を正規職員並みに増やして募集されました。5名の定数に30名ほど申込みがあったそうです。今年8月から5名が決まり指導されています。

大阪市の場合、今までの女性支援の相談は全て正規職員で担われていたそうですが、今回は正規職員の仕事を担っていただくため、手当等を増やされたそうです。本市でも毎年年間相談数は約2,000件です。相談は生活困窮、離婚、家庭不和、望まない妊娠など、多岐にわたり複雑化、複合化しています。

今回の改正により、女性がそれぞれ抱える困難な問題とその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を早期から途切れなく包括的に受けられる体制を整備しなければなりません。そのためにも、女性相談支援員のスキルの向上や人員を増やすなど取り組んでほしいと思います。

次に、プレコンセプションケアについてお伺いいたします。

プレコンセプションケアとは、若い世代のためのヘルスケアであり、将来の妊娠や体の変化に備えて性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すことをいいます。

プレコンセプションケアの目的は、3つあります。

1つ、若い世代の男女の健康を増進し、より質の高い生活を送ること。

2つ、若い世代の男女が将来、より健康になること。

3つ、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代のこどもたちをより健康にするという3点です。

国立成育医療研究センターでプレコンセプションケアセンターの責任者を務める荒田尚子診療部長は、妊娠・出産に影響がある体の状態、病気の例として次のように述べていらっしゃいます。

肥満の方は、妊娠や早産に加え、妊娠中の高血圧や糖尿病のリスクも高まり、痩せている方は不妊や早産、赤ちゃんが低出生体重児で生まれるリスクが増加すること。葉酸の摂取不足は、神経管閉鎖障害など胎児の神経の発達に悪影響が見られること。また、風疹は妊娠中にかかる赤ちゃんが難聴になるなどして生まれるおそれがあり、適切な体重管理や食生活の見直し、ワクチンの接種などを行う必要があることなど言

われています。

このように、妊娠・出産には様々なリスクがあり、例えば晩婚化が進む中、30代後半以降の高年齢になるほど不妊や流産の割合は上昇し、体の状態や病気、生活習慣も妊娠中の合併症や出生時に大きく影響を及ぼし、妊娠が判明してからでは対応が難しくなる場合も多いとされています。

あくまでも妊娠を希望するかは個人の自由ですが、プレコンセプションケアにより早い段階から適切な知識を得て健康で質の高い生活を送ることは、人生の選択肢を広げ、妊娠・出産時や次世代のこどものリスクを下げることに繋がるとされています。

そこで、先進地である東京都福祉局へ「TOKYOプレコンゼミ」の取組を高瀬議員とともに視察してまいりました。東京都では令和5年から開催されており、今年度はAMH（卵巣予備能）検査、経膈超音波検査、精液一般検査、風疹抗体検査等にかかる費用を助成することで、男女ともに対象を広げバージョンアップして開催されているそうです。

これから妊娠・出産を考える都内在住の18歳から39歳の方を対象に、講座を開催し、妊娠・出産前のヘルスチェック支援を案内されています。

「TOKYOプレコンゼミ」を受講し、検査のことを正しく理解した上で検査を希望する方には、都が指定する検査のうち個人の状況に合わせて医師と相談の上、実施した検査等の費用を女性3万円、男性2万円までを上限とし助成されています。

福岡市も、令和3年7月からAMH検査費用の一部を助成しており、対象は市内在住の30歳女性で、自己負担は500円となっております。約1,500人が利用し、自分の体の状態がよく分かったとの反響があったとのことでした。

本市では、妊娠内密相談センターにて、高校生向けに性に関する講演会を行われているようで、必由館高校や第一高校で行われるそうです。

また、他に生理で悩んでいる生徒や高校生に限らず、一般向けに専門の医師による個別相談も行っており、インスタグラムやSNSを活用して情報発信にも努められているとのことでした。

大西市長にプレコンセプションケアについての認識を伺うとともに、本市でも高校生以外の若い世代の男女に対しても健康な生活習慣の維持、妊娠・出産に関する正しい知識や情報の普及を行うなどプレコンセプションケアを行うべきと考えますが、見解をお伺いします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 プレコンセプションケアとは、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すものでございます。

この取組は、将来の健やかな妊娠・出産、さらには生まれてくるこどもの健康など、若い世代の描くライフデザインの可能性を広げ、全ての男女のウェルビーイングの実現にも重要であると認識をしております。

性に関する知識の習得は、ライフステージに応じて早い段階から繰り返し学ぶことが重要でありますことから、包括的性教育の観点からも、これまでは高校生向けの講演会等を実施してきたところでございます。

今後は、これまでの取組みに加えまして、実際に結婚や妊娠・出産を意識する世代の方に向けて、今年度開設・運用を開始いたします結婚支援センターや子育て支援アプリを活用した情報発信を行うなど、普及啓発を強化してまいりたいと考えております。

プレコンセプションケアを浸透させ、若い世代の結婚・妊娠・出産の希望がかない、さらには子育ての喜びを感じることが出来る「こどもが輝き、若者が希望を抱くまち」の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

〔34番 三森至加議員 登壇〕

○三森至加議員 大西市長、御答弁ありがとうございました。

プレコンセプションケアは重要と捉えていただき、実際に結婚や妊娠、出産を意識する世代の方に向け情報発信を行うなど、普及啓発を強化し、プレコンセプションケアを浸透させていくとの答弁いただくことができました。大西市長、ありがとうございます。

ともに「こどもが輝き、若者が希望を抱くまち」の実現へ向けて取り組んでまいりたいと思います。

これで、大西市長に要望した内容に関しては終わらせていただきます。

次は、日々の取組から質問させていただきます。

4番目、こどものスマートフォン被害を減らす取組についてお伺いします。

総務省令和5年版情報通信白書「通信利用動向調査」によりますと、2010年にスマートフォンを保有している世帯の割合は9.7%でしたが、2022年には90.1%と急速に増えています。スマートフォンの普及によりSNSの利用者が増え、近年では撮影した写真や動画をSNS等のアプリを通じてインターネットでシェアすることが定着してきました。

スマートフォン保有率の高さは、こども社会にとっても例外ではなく、内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」の調査によると、令和5年度はこどもが自分専用のスマートフォンを利用している割合は、小学生が42.9%、中学生が78.7%、高校生が97.4%です。

同調査によると、「インターネットを利用しているインターネット接続機器のいずれかの機器で撮影や制作、記録をする」と回答した青少年1,212人に配信したことがあるかを聞いた結果、小学生は11.6%、中学生は20.6%となり、高校生になると23.2%という結果でした。

このように、こどもにとって身近なスマートフォンでの写真、動画撮影とSNS投稿ですが、個人的な情報を公開する行為であることから、保護者もこどもと一緒に様々な危険性があることを理解する必要があります。

インターネット上での自撮り写真、動画の共有に潜む危険は、こども自身が被害者になることも、加害者になることも想定されます。

愛知県警では、児童ポルノ事犯などの被害者の4割は中学生だったことから、こどもによる性的な自画撮り被害が増える中、被害防止対策への協力の申出があったアプリ開発会社及び県内大学と連携し、ワークショップ、実証実験等の研究試行を重ね、自画撮り被害防止のアプリ「コドマモ」を完成させました。

令和5年7月から、長久手市の3つの市立中学校に、愛知県警は市と協働で3か月間市内の中学校の生徒およそ2,000人を対象に「コドマモ」の利用を進めて、アプリの有効性や親子関係の変化などの効果について検証が行われました。

結果として、LINEやSNSなどネット上で「怖い思い、嫌な思いをした」経験のある中学生が121名、8%おり、「自分の裸や下着姿の写真を送るように言われた」中学生、すなわちSNS性犯罪のリスクに直面したものは27名、1.8%いる実態が判明し、インターネット上で知らない人とメッセージをやり取りした経験があると回答した中学生は369名、24.2%でありましたが、保護者の認識は「あると思う」が77名、20.8%で、保護者の想定よりも若干多くの中学生がネット上で知らない人とやり取りをした経験があることが分かりました。

また、「スマホ等の利用で学校から使い方や注意すべき点を教わったか」との質問に、約4割、38.7%の中学生が「なかった」「覚えていない」と回答。同じく中学生が保護者から受けた注意の大半は「スマホの長時間使用」と回答。つまり、性犯罪や特殊詐欺などに関しては、中学生は学校と家庭のいずれからも教育周知が十分でない実態が分かりました。

「性被害などトラブルに遭った際は、誰に相談するか」という質問では、保護者の解答では「親に相談すると思う」が72%に対して、中学生で「親に相談する」という回答は21%と極めて低く、親子間の認識で大きなギャップが見られ、また、「被害を相談していない」と回答した中学生は36.8%で、「友達に相談した」43.9%の次に多い結果でありました。

実際に性被害等トラブルに遭った際の適切な相談窓口として、学校や家庭以外にも様々な受皿を用意しておく必要が考えられるとの結果が出ました。

「コドマモ」アプリの効果としては、犯罪を減らす抑止力になること、親子の対話を促進する仕組みになること、こどもが加害者になることを予防すること、また、学校配付の学習用タブレット端末にインストールすることで、学校内外での性的な自撮りや盗撮を防ぐことができるそうです。

こどもたちが心豊かにすこやかに育つためにも、犯罪に巻き込まれる危険性を遠ざけ、トラブルを未然に防ぐ手立てを講じることは、重要なことであると考えます。

そこで、2点お伺いします。

1点目、本市でもこのようなアンケート調査が行われていますでしょうか。

2点目、本市においても、こどもを守るために愛知県警等が開発したアプリ「コド

マモ」の周知啓発を行ってはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上2点、教育長にお伺いいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 教育委員会では、児童・生徒、教員に対して配付しているタブレット端末の活用状況に関する実態調査を行っておりますが、個人用端末を含めた中学生のスマホ等の利用実態、SNS等による性犯罪リスクやトラブルの実態についてのアンケート調査は実施しておりません。

個人の端末の使い方については、こどもと保護者が話し合いながら進めていくことが大切であると考えておまして、今回御案内いただいたスマートフォン被害を減らすようなアプリ等について活用方法を検討してまいります。

〔34番 三森至加議員 登壇〕

○三森至加議員 教育長、御答弁ありがとうございます。

本市でも、被害に遭っている児童や生徒はいると聞いています。親子でもアンケートを実施することで、アンケートでもあったように親の意識も変わり、実情もつかめるのではないのでしょうか。

性犯罪や特殊詐欺などに関しては、学校と家庭のいずれからも教育周知が十分でないという結果も出ていますので、被害者だけでなく加害者にもなり得ることも想定されます。未然に防ぐためにも、アンケートの実施を検討して下さるようお願いいたします。

また、学校や家庭以外にも様々な受皿を用意しておく必要がありますので、アプリの活用についても周知啓発をお願いいたします。

では次に、「熊本市障害者（児）の障害福祉サービス等に関する支給基準」の見直しの要望についてお伺いいたします。

今年5月、熊本市居宅介護・重度訪問介護事業の方々から、本市に熊本市障害者（児）の障害福祉サービス等に関する支給基準について見直していただきたいとの要望を受け、超党派で一緒に要望を伺いました。今の支給基準は、利用者や家族等に対してやさしくない支給基準になっているということを訴えられていました。

熊本市が利用者や家族等に対して、「この福祉障害サービスを利用して各人の生活・人生を送ってください。応援しますよ」というメッセージはあまり聞こえてこない。〇〇は駄目、〇〇は対象でない等々の表記に象徴されるように、否定的なメッセージが前面に出ているように思えるとのことでした。

制度事業は、行政、利用者及び家族、事業者の3者が一体となって運用ができるので、3者のどこかにしわ寄せが生じることは運用上避けるべきで、立場の違う3者がお互い納得のできる関係構築が必要で、その関係構築の一つが実生活にあった支給基準ではないでしょうかと訴えられていました。

そこから具体的内容についていろいろ意見を述べられました。具体的に内容は既に担当課に提出してありますので述べませんが、私たちも一緒に伺っていて、個別対応

が必要な件もあるのではないかと思います。

あれから3か月ほどたちますが、経過をお知らせください。

健康福祉局長にお伺いいたします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 議員お尋ねの「熊本市障害者（児）の障害福祉サービス等に関する支給基準」は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給決定に係る基準であります。

この基準は、3年ごとに実施される国の障害福祉サービス等報酬改定に伴い、改定してまいりましたが、これまでも利用者の方や事業者等からの要望等につきましても、国が規定している基準を除いて、例えば自宅での入浴支援の回数増加や個別事情を勘案した重度障がい者への24時間介護の提供など、可能な限り反映させてきたところでございます。

現在、令和6年度の国の報酬改定に伴う本市の支給基準改定の作業を進めており、今回の要望等を踏まえ、より適切な基準に改めるとともに、事業者等が利用者本位で円滑なサービスを提供できるよう努めてまいります。

〔34番 三森至加議員 登壇〕

○三森至加議員 健康福祉局長、御答弁ありがとうございます。

今回3年ごとに実施される国の障害福祉サービス等報酬改定に伴い、本市の支給基準の改定を行われている中で対応いただきありがとうございます。これまでも個別事情を勘案し、重度障がい者への24時間介護の提供ができるようになったことは、本当によかったと思います。事業者さんが利用者の立場に立って求められている要望ですので、より適切な基準に改められますようよろしくお願いいたします。

次に、グリーンスローモビリティ実証実験についてお伺いいたします。

グリーンスローモビリティとは、公道を時速20キロ未満で走行し、従来の公共交通ではカバーできなかった短距離できめ細やかな移動サービスを提供し、環境にやさしいエコな移動サービスで、町なかの回遊性やにぎわい創出への効果を確認するため、令和4年から実証実験を開始されました。

令和4年度は熊本城エリアに10日間、利用人数2,108人、1日の平均利用者は201.8人、主なターゲットは観光客。2回目は、上通エリアに令和6年1月から59日間、利用人数502人、1日の平均利用者は8.5人、主なターゲットは電鉄利用者、来訪者。3回目は、下通エリアに令和6年3月から61日間、利用人数は416人、1日の平均利用者は6.8人、主なターゲットは来訪者でした。

実証実験の結果をまとめてみると、上通・下通エリアの1日の平均利用者数は、熊本城エリアと比べると極端に少なかった。このような低迷はターゲットが少ないルートを変更してしまったこと、発着点がターゲットが集まる施設付近ではなかったこと、運用ルートがジグザグで複雑など、運行エリアやルート設定が原因と考えられる。効果的な運行エリアやルートの設定には、まずは誰をターゲットにするか明確にするこ

とが必要であるため、引き続き課題や利用者の意見、利用状況を分析した上でターゲットや適切な運行ルートなど今後の方向性を検討していかれるとお聞きしました。

なかなか成功へと導くには厳しい結果となりましたが、例えば上通エリアの実験のときに、下通・新市街方面まで行きたい、サクラマチクマモトまで行きたいという御意見がありました。熊本城の観光客数は、令和4年で100万人を超えています。ターゲットを観光客に絞り、例えば車両のデザインをくまモンにして観光客が一目で分かるようにするとか、アピールも大事だと思います。熊本城から町なかへの誘導をどのように考えられますか、都市建設局長にお伺いいたします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 議員御案内のとおり、令和4年度より熊本城エリア、上通エリア、下通エリアの3か所で、グリーンスローモビリティに関する社会実験を行っております。その中で、特に熊本城エリアでは、1日の平均利用者が約200名に及び、熊本城から町なかへの移動手段として一定の需要が確認できたところでございます。

今後、熊本城の復旧が進み、ますます増加することが見込まれる国内外からの観光客をサクラマチクマモトやアーケード街へ誘導することで、回遊性の向上や町なかでの消費喚起、にぎわい創出も期待できると考えております。

このようなことから、今後、熊本城エリアを中心に、議員御提案の車両のデザインにも意を用いながらニーズを捉えたルートの設定、手軽に利用しやすい頻度の運行本数など検討を深めてまいります。

〔34番 三森至加議員 登壇〕

○三森至加議員 都市建設局長、前向きな答弁ありがとうございました。

いかに熊本城から町なかへ誘導していくかが重要となってきます。くまモンデザインの車両が来たら一目で分かるようになり、利用者も増えていけば、アーケード街への誘導も可能になってくるのではと期待されます。

アーケード街への誘導はいろいろな課題がありますので、関係者等と相談をしながら進めていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、松戸市の取組を紹介させていただきます。

松戸市では、地域内の地形の高低差等の特性や公共交通の不足により、高齢者は日常的な買物、通院を含めた社会参加するための移動に苦慮していたそうです。また、外出等の社会参加が減少すると、フレイル（虚弱）が懸念され、高齢者はこれまで培ってきた知識、技術等があってもそれを生かす機会と場を失ってしまいます。

そこで、高齢者の社会参加を促進するとともに、地域の活性化、カーボンニュートラルの実現、SDGsの達成に向け、公共交通のはざまに用いる地域内の小さな移動方法として、高齢者でも安心して利用しやすいグリーンスローモビリティを活用されることになりました。

具体的な取組は、令和元年及び令和3年、地域が考え、地域が運営することを前提に、利用料無料で無償ボランティアを運転手としたスキームによる実証調査を実施し、

運営者である自治会が中心となって地域の企業等の協力も得て、地域の巡回、買物、駅、グラウンドゴルフなどへの移動に活用されているとのこと。

事業効果としては、運営者、運転手、利用者の全てが地域の人々であることから、小さな移動手段と効果にとどまらず、地域のコミュニケーションツールとしても効果があり、特に後期高齢者の買物などへの利用が多く、行動範囲が拡大するとともに、利用中にコミュニケーションが活発になった人が7割以上あったそうです。

そのほか、数年間外出を控えていた人がグリーンスローモビリティに乗って地域へと外出したり、イベントの際にこどもたちの送迎に利用したりするなど、活用の方が拡大して、この取組は令和4年版高齢社会白書で紹介されています。

本市での実証実験は、町なかの回遊性やにぎわい創出の効果を見られていますが、松戸市モデルの事業化された交通手段でなく、地域の福祉を考えた道路運送情報の登録や許可が不要の「地域の互助」という考え方で行われていますので、本市もこのような事業を行われてみてはどうでしょうか。

都市建設局長にお伺いします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 ただいま議員より御紹介いただきました高齢者支援を目的とした地域の互助によりますグリーンスローモビリティの活用事例は、単なる施設間の送迎や移動手段にとどまらない、まさにお互いさまで支え合う地域コミュニティづくりにつながる取組と認識しております。

これまで健康福祉局におきましても、高齢者等の地域コミュニティ内における見守りや交流の促進にする取組として、高齢者支援センターささえりあを中心に地域主体による移動支援サービスの創出を図ってまいりました。

一方で、公共交通不便地域及び空白地域におけるあらゆる方々の移動ニーズへの対応という観点からも、地域内の日常生活に必要な施設間を結ぶAIデマンドタクシー等の実証実験や導入を進めてきたところでございます。

今後、超高齢化社会が進展する中、誰もが移動しやすく、暮らしやすい、持続可能な地域の実現に向けまして、議員御提案の内容も含めまして、円滑な移動手段の確保や地域活力の維持向上につながる取組について、健康福祉局等と連携しながら検討を深めてまいります。

〔34番 三森至加議員 登壇〕

○三森至加議員 都市建設局長、御答弁ありがとうございます。

今回紹介した取組は、まさにお互いさまで支え合う地域コミュニティづくりの成功例だと思います。本市では、西区、北区の一部で9月から民間会社がグリーンスローモビリティの本格運行を始めるとお聞きしました。2023年度の2回の実証事件を経て、坂道が多いバスの通れない狭い道路へ、高齢者への移動手段として停留所を9か所増やしてさらなる利便性を高めていかれるそうです。

超高齢社会が進展する中、移動しやすく暮らしやすい持続可能な地域の実現に向け

円滑な移動の確保や地域の活力の維持向上などについて、健康福祉局と連携しながら検討を深めていってほしいと切に願います。

これで、私の用意した質問は終わりました。

今回の質問では、女性局での要望と市民の方からいただいた相談を基に質問させていただきました。

公明党のモットーである小さな声を聞く力をしっかりと発揮しながら、困っている人に耳を傾け取り組んでまいります。

今日は、お忙しい中に傍聴にお越しいただいた皆様、また、インターネットで拝聴していただいた皆様、お付き合いいただいた先輩、同僚議員の皆様、真摯な答弁をいただいた大西市長をはじめ、執行部の皆様には深く感謝申し上げます。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時に再開いたします。

午後 0時07分 休憩

午後 1時59分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

落水清弘議員の発言を許します。落水清弘議員。

〔40番 落水清弘議員 登壇 拍手〕

○落水清弘議員 皆様、お疲れでございます。

自民党市議団の落水でございます。午後の質問となりますが、よろしく願いいたします。

通行1、新市庁舎・新中央区役所建設について。

上程議案関連の質問となりますが、600億円以上の公金を投入する市政始まって以来の超大事業です。結論を出すまでに僅か22日間しかありませんので、議員全員の情報共有と不安を抱かれている市民への説明責任を果たすためにも、質問することの意味を御理解願います。

本当に長い道のりでした。平成30年6月5日の公共施設マネジメント調査特別委員会における現庁舎整備計画作成業務委託の調査結果での耐震不足の報告から始まり、はや6年以上の年月が流れたわけです。全ての流れを知るものはこの議場にも数名しかいないほどです。執行部にとっては、やっとゴールが見えてきたとの安堵の気持ちをお持ちの方々も多数おいでかと存じますが、安堵の気持ちを抱かれる前にこの6年間どれほど多くの人々が不安や不信を抱き、市民福祉のために汗をかいてきたのか、その人々にまずは感謝の思いを持っていただきたいのです。

では、最初にお伺いしたいのは、多くの市民、いえ99.9%の熊本市民は、この6年間の市当局と議会との詳しい議論内容を知りません。だからこそ今現在も新市庁舎建設に不安や不信を持つ人々が収まらないのです。

例えば、先日の特別委員会で提出されました基本構想、初めて特別委員会へ基本構想が提案されたのは、令和2年2月27日です。令和2年の早春です。あれから約4年半、大変な年月です。その最初の基本構想案に記載されている白川公園案の総事業費は390億円、今回提出された基本構想の総事業費は、N T T用地費を含めて616億円、226億円増加しています。これは市民へ説明が必要な数字です。

また、それらから試算した熊本市の財政負担額は、令和2年時は272億円、今回の構想では255億円と負担額は17億円程減額しています。

さらには、今年度中に新市庁舎の建設をスタートさせなければ、国から228億円の支援を受けられなくなる。別の国補助の活用では40億円とその差188億円も大損をすることなどなど、ほとんどの市民は全く知らないのです。

これらのことは、今定例会中にはきちんと必ず市長記者会見やマスコミ、ホームページなどを通じ、市民へ情報開示、説明をしなければなりません。市民へ丁寧な説明、情報開示について御答弁を願います。

あわせて、議会棟エリアの件ですが、昭和56年に現庁舎を建てた際は、議会棟に関しては全て議会側で決めております。私が私の父、落水清からの一情報として確認しております。今回も同じような形を捉えるおつもりなのか、2点合わせて大西市長に御答弁をお願いいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 新庁舎整備につきましては、これまで平成29年度の耐震性能調査以降、平成30年6月の公共施設マネジメント調査特別委員会における審議に始まりまして、その後も庁舎整備に関する特別委員会において継続して熱心に御審議いただいております。

この間、令和元年度と今年度の二度新庁舎整備の基本的な考え方である基本構想をお示ししております、その中で概算事業費について触れております。

今回、お示しをしております基本構想において概算事業費を616億円としておりますけれども、これは設計費、建設費、現庁舎解体費に加えて、土地取得費、建物補償費及び駐車場整備費等を計上した金額でございます。

一方、令和元年度にお示しをした概算事業費390億円は、建設費、設計費、解体費の合計額であり、これらに対応する部分の現時点での概算事業費は470億円となりますが、増額をしております主な理由は、4年間の資材や労務単価の高騰、新庁舎の必要延床面積の増加でございます。

また、新庁舎整備に当たっては、可能な限り本市の財政負担の軽減を図るべきと考え、合併推進債の活用に向け検討を進めてまいりましたが、その効果額等に関する周知がまだまだ十分ではないという議員の御指摘については、大変重く受け止めておりま

す。

今般策定いたしました新庁舎整備に関する基本構想では、現庁舎の課題とそれを解決するための建て替えの必要性や概算事業費、本市の実質的な財政負担についてもお示しをしております。今後はこの基本構想の内容を広く市民の皆様へ周知をしてみたいと考えております。

その際、新庁舎整備が起爆剤となって将来のまちづくりに及ぼす好影響や財政負担の観点からも、現時点での建て替えが優位であることなどについて積極的に情報発信を行ってみたいと考えております。

なお、新庁舎整備に当たりましては、市政の執行機関の中核である本庁機能と、市政のチェックや議決をつかさどる議会機能がそれぞれの役割をしっかりと果たすことができる計画を検討してみたいと考えております。仮の本定例会において上程しております新庁舎の設計関係予算について議決をいただきました場合、私から議長に対して正式に議会棟の在り方について検討をしていただきたい旨申入れさせていただきたいと考えております。

〔40番 落水清弘議員 登壇〕

○落水清弘議員 市長、丁寧で市民が納得できるような説明を早急によりしくお願いいたします。

また、議会棟エリアには、今回も議員に任せたいとのお答え、確かに十分理解いたしました。

実は、先ほど話しました私の父、落水清は、この現庁舎議会棟建て替え時の庁舎特別委員会の委員長をしておりました。私が社会人になった頃だと記憶しておりますが、ある日父が旅行のみやげだと言って将棋の駒のキーホルダーをくれました。聞いてみると、庁舎建て替えの仕事で天童市へ行ったと言ったのでした。

ここからは推測です。今議員各位、執行部が掛けておられるその机の検討に行ったのではないかと思います。

皆さん恐れ入りますが、ちょっと上の方を見ていただいでよろしいでしょうか。この天井の両サイド見られてみてください。これは実は天窓になっております。この議場には窓がありません。地震時にもしも電気が停電した場合は真っ暗になります。一度入ってみられてください。しかし、この天窓があるために、光が取れて自分がどちらに逃げればいいのか、できるような仕組みになっております。実はこれは私の父が自慢げに話してくれたことです。外光を取り入れる天窓、先人の知恵の一つだと思います。

改めて現議会棟や庁舎を見えますと、当時の知恵や芸術文化が散りばめられています。本当に丁寧に皆さん方にも御覧いただきたいと思います。この正面の清正公の熊本城に植えた楠をモチーフにした大楠の銅板、下賤な話ですけれども、今制作するならば億では買えないものです。

こういうものも今から先どうやって後世に残すのか、私たち議員一人一人が知恵を絞ってやっていくことですので、市長の方から今後申出があるということなので楽し

みにしておきます。

続きまして、丁寧で市民に分かりやすい説明という点で3点お伺いいたします。

1点目は、熊本朝日放送によりますと、肥後銀行と地方経済総合研究所の試算として、新庁舎建設に伴う経済波及効果は4,000億円にもものぼると。この数字こそが昨年の市長の中心市街地活性化の起爆剤発言の具体的数値、データではないのでしょうか。これはきちんと市民へ知らせなければならぬ重要な情報です。

2点目、市民の皆さんへ分かりやすい説明という意味からは、別の政令市の市庁舎建設と比較して説明するのがよいのではないかと考えます。

ちょうど岡山市の新庁舎が建設が始まり、今年1月、岡山市の大森市長が299億円の総事業費から2億円超えると、申し訳なさそうに説明されていました。

私はこの記者会見を見て、総事業費が随分違うな、これにはきちんとした理由があるはずだから、これを利用すれば市民へ分かりやすい説明に使えるのではないかと考えました。

3点目、岡山市の総事業費の欄には、本市基本構想記載のプラスアルファの記述はありません。この予算のプラスアルファ記述は、市民へ不安を与えるだけの何の意味も持たない表記の仕方だと私は考えます。今後はぜひこの記載はやめていただきたい。

以上3点、政策局長、説明と回答をお願いします。

〔三島健一政策局長 登壇〕

○三島健一政策局長 3点の御質問に順次お答えいたします。

まず、議員御紹介の経済波及効果につきましては、今年2月、民間シンクタンクが熊本市役所建て替えを契機とした地域一帯開発の経済波及効果を独自に試算し、公表されたものと承知をしております。

これによりますと、同シンクタンクが設定した中心市街地のエリアにおいて、旧耐震基準と想定される築後40年かつ建築面積100坪以上の物件などが、高さ基準、容積率緩和により現状の1.7倍の床面積として建て替えを行った場合の熊本県内の経済波及効果を約4,000億円と見込んでおられるところでございます。

本市におきましても、庁舎整備を契機として民間の投資意欲が活発化されるよう、跡地利活用はもとより建て替え促進等の充実を図ってまいります。

次に、2点目の岡山市が公表している整備費との違いについてでございますが、岡山市が示しております301億円の内訳が設計費、建設費等でありますのに対し、本市が基本構想でお示しをしております概算事業費616億円は、それに加え土地取得費、建物補償費、駐車場整備費、現庁舎解体費等を見込んでおりまして、岡山市とは積算項目が異なります。

また、建設費については、岡山市が延べ床面積5万6,300平方メートルの庁舎建設工事を令和4年度に締結された際の実績額が283億円であるのに対し、本市は約360億円でございます。これは必要延床面積6万平方メートルとして令和6年2月に試算を行った金額でございます。金額差の要因は庁舎の規模の違いと算出時期が異なる

ことによる資材単価、労務単価の上昇等の影響が考えられます。

今後、新庁舎整備の概算事業費に関する説明に当たりましては、このような積算項目や試算時期などを明確にお示しし、市民の皆様にも分かりやすい丁寧な説明に努めてまいります。

最後に、概算事業費における「+α」の表記についてでございますが、ただいま説明させていただきましたとおり、建設費については基本構想策定段階における精査の結果をお示ししておりますものの、今後庁舎面積の精査や建設資材及び労務単価の高騰などにより見直し、再算定が必要となることも想定される部分がございます。

また、土地取得費・建物補償費については、不動産鑑定や建物調査を実施していない現段階におきましては、路線価や登記簿など公表されているデータ等から試算した額をお示ししておりますが、今後建設費が確定すれば土地取得費、建物補償費の確定に向け、相手方の同意の下、速やかに不動産鑑定や建物調査を実施したいと考えております。

このようなことから、概算事業費についてより実情に即した表現となるよう「+α」との表記を行ったところでございますが、市民の皆様へ不安を与えるだけであるという議員の御指摘について真摯に受け止め、今後基本計画、基本設計、実施設計へと検討を進める中で、より精緻な金額をお示ししてまいりたいと考えております。

〔40番 落水清弘議員 登壇〕

○落水清弘議員 政策局長、ただいま申し上げました様々なことについては、この議場で説明するだけではなく、市民へ対してきちんと説明をお願いします。その責務を全力で果たしていただきますように強くお願いいたします。

通告2、中心市街地活性化への、市役所がやるべき『しかけ』について。

これからは議案ではありません。6年間特別委員会の論議をこの目にしてきたわけですが、私は一貫してもしも建てるなら、市民が喜ぶ市庁舎にするべきだと申し入れてきました。

唐突ですが、ここで先般のパリオリンピックの話をさせていただきます。

今回のオリンピック・パラリンピックで県出身選手が大活躍、本当に喜ばしいことですが、私が注視したのは「ブレイキン」というダンス競技です。あの女子金メダリストのAMIこと湯浅亜実選手、彼女を金メダリストに育てたのは川崎市役所の文化局スポーツ室といっても過言ではありません。

川崎市を若者の街に20年かけてつくり、ミズノクチをブレイクダンス、ブレイキンの聖地として世界から脚光を浴びるようにし、金メダルを育てたすばらしい行政手腕の結果なのです。

新市庁舎を建設して老若男女の市民が集い、そして中心市街地が活性化する。これが大西市長の目的ではないかと感じ入りますが、いかがでしょうか。

それともう一つ、中心市街地の下通かいわいと桜町との動線の話です。

私は、銀座通り地下街が最も活性化の近道かと思いますが、さらには、現庁舎跡地

1万平米を超える広大な敷地、この100年に一度と言えるビックチャンスの庁舎跡地から市長は何を創造されようとするのか。

町を活性化するのは、いつの時代も若者たちです。若者たちが先頭に立って、老若男女の市民が集うべく、新市庁舎周辺整備と中心市街地活性化への大西市長のお考えをお示し願います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 議員御指摘のとおり、庁舎の建て替えは単なる施設の再整備にとどまらず、本市が、市民がこれまで以上に愛情や誇りを持てるまちとして、また、国内外の人々を引きつける魅力的なまちとして持続的な発展を遂げるための絶好の機会であると認識をしております。

ついては、新庁舎は、市民交流や情報発信など多目的に活用可能なスペースの創設や憩いの場としての便民施設の設置など、あらゆる世代の市民にとって親しみやすく訪れたい場所として整備を行いたいと考えております。

また、現庁舎跡地につきましては、本市の一等地にふさわしい利活用を通じ、新たなにぎわいを生み出すとともに、周辺のまちづくりにおきましても、多面的な支援策を講じて民間の経済活動の後押しをしまいたいと考えております。

さらに、新たに生み出されたにぎわいを中心市街地全体に波及させていくことは、まちづくりにおいても最も重要な視点であると考えておきまして、人が集うためのしかけづくりや議員御提案のエリア間を地下で接続することなども含め、その効果や技術的な課題等の整理、検討を行っていくこととし、庁舎整備を起爆剤としたまちづくりについて不退転の決意で取り組んでまいりたいと考えております。

〔40番 落水清弘議員 登壇〕

○落水清弘議員 大西市長の不退転の決意というお言葉を聞いて、私は少し胸をなでおろしました。ぜひ多くの市民が市庁舎や桜町エリアに集まるよう、幾つものしかけや遊び場の創出をよろしく願いいたします。

岡山市では、今中心市街地の市電環状化計画が始まりそうです。このようなことも、ぜひとも市長の頭の中に止めていただければ幸いです。

通告3、TSMC第三工場誘致から、地下水の質と量について。

先般、木村新知事が訪台され、TSMCの第三工場誘致の話がされておりました。多くの県民が喜ぶと同時に、地下水は大丈夫か、その気持ち同居したのではないのでしょうか。

さて、もう30年以上昔の話になりますが、私が青二才議員であった頃、質問通告用紙に「水」一文字を書いて提出をして、先輩議員にひんしゅくを買ったことがございました。本当に若気の至りそのものでした。

1時間34分の質問の中で、水前寺の池の水量が激減しているのを例に挙げ、市所有の観測井、観測用の井戸のことですが、観測井を用いた地下水の水位を可視化した、市民との情報共有のための地下水水位情報デジタル掲示板を、当時の田尻市長に本庁

舎正面に設置していただきました。十数年前に老朽化で撤去されてしまいましたが、あのような水位・水質情報を、例えば通町にある大型デジタルビジョンなどを使い、市民へ安心感を与える情報提供をされてはいかがでしょうか。

大西市長、御答弁をお願いいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 近年の半導体関連企業等の進出に当たっては、地域経済の発展につながる一方、地下水の大規模採取などに対する市民の皆様の不安の声が多数寄せられておりました。これらの不安を払拭するためには、さらに分かりやすく正確な情報を周知することが重要であると認識しております。

現在、本市においては、熊本の宝であります地下水の保全対策に多くの市民の皆様が関心を持っていただくと同時に、積極的に参画をしていただくために、市ホームページで地下水位のデータを公表しておりますほか、市政だよりやSNS、節水啓発のイベントの開催などにより、地下水に関する様々な情報を発信しております。

今後、さらに分かりやすく効果的な情報発信を行うため、公表内容を見直しますとともに、議員御提案の大型ビジョンを含めた様々な情報媒体の活用についても検討してまいります。

〔40番 落水清弘議員 登壇〕

○落水清弘議員 よろしくをお願いいたします。

通告4、ティーンエイジャーの妊娠時の中絶率68%という驚異のデータから、ティーンエイジの性教育について。

NHKのデータによりますと、10代女子の想定外の妊娠時の人工中絶率は100人中68人とのこと。驚くべき数値です。彼女たちが一生背負うであろうと思われる心や体の傷のことを考えると、いたたまれなくなる気持ちになるのは私だけではないと思われれます。

何とか彼女たちに、そのような重荷を背負わずに済ませる方法はないのでしょうか。その重荷の具体的事象は、日本産科婦人科学会によれば、中絶手術後に見られる後遺症として月経不順、不妊症、習慣流産、次回出産時の障がい、精神的な罪悪感、失望感、PTSDなどがあるとされています。ほんの一瞬の無責任な男性の行為が、1人の乙女の一生に高い確率で深い傷を負わせるのです。これらの救済には、先ほども三森議員が言われていたプレコンセプションケアの一翼である学校の性教育しかないと思はれます。

遠藤教育長、御見解、御答弁をお願いいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 児童・生徒の発達段階に応じた性に関する正しい理解を深める取組は大変重要であると考えており、性に関する指導の指導案集を活用し、年間指導計画に基づき系統立てた授業を行うとともに、職員の指導力向上を図るための研修等を実施しております。

また、産婦人科医や助産師を講師に招いて実施している命の大切さを考える講演会は、児童・生徒が医療関係者が語る若者の性に関しての実際の話や専門的な情報に触れることにより、性について自分ごととして考える契機となっております。

今後も関係機関と連携し、自分を大切に作る心や相手を尊重する態度を身につけさせてまいります。

さらに、10代の女性が本人の意図しない妊娠をしてしまったとき、誰にも相談できずに一人で悩みを抱え込むことがないように、性に関する指導の中でも、熊本市妊娠内密相談センターなど相談ができる窓口があることを周知し、必要な支援につなげられるように取り組んでまいります。

〔40番 落水清弘議員 登壇〕

○落水清弘議員 御答弁の中に、産婦人科医師の話が含まれておりましたが、実は富山市の教育委員会では、市内の全ての公立中学校に担当の産婦人科医がいて、性教育の授業をすると同時に、生徒の様々な相談に乗っております。担当の産婦人科医が中学校内を度々訪れ、おのずと生徒との話しやすい環境ができるわけです。生徒は、妊娠や性被害、性感染症などの相談が気軽に顔見知りの産婦人科医に頼れる仕組みになっているのです。

あえて一例申し上げますと、1人の女子が男子との行為の途中で避妊具が破れてもしかしたら妊娠したのではないかと思ったとき、顔見知りの産婦人科医の先生がいれば、すぐに訪院して72時間以内しか効果が望めないアフターピルを処方していただき、難を逃れたケースは幾らでもあると想定できます。そしてそれは富山市のデータで証明されています。

富山市では、平成20年からのこの10年で10代の1,000人当たりの人工中絶率が半分以下になっているのです。

遠藤教育長、早速部下を富山市へ視察に行かせてください。一日も早く本市の中学生、高校生へこの手法の導入で手を差し伸べてやってください。強くお願いするものです。

通告5、昭和天皇の命を救い、日本民族文化を守った小泉八雲から、令和7年度NHK朝ドラの決定を受けた本市の今後の取組について。

奇妙な通告かと思われる方もおいでかと思いますが、この昭和天皇を救った「宝玉の逸話」は、八雲とマッカーサー元帥の腹心の部下であったボナー・フェラーズの話です。ここで述べるにはあまりにも時間がかかりますので、ぜひ聞かれている皆様方におかれては、インターネットで検索されて見てください。必ず感動されること間違いございません。

さて、去る6月12日、NHKは来年の朝ドラに松江市と松江商工会議所の強い要請の中、小泉八雲と妻セツのドラマ化決定をいたしました。松江市役所に先起こされた感は否めないわけですが、気を取り直して本市の観光への活用に奮闘していただきたいと思います。何せ八雲は松江市に住んだ期間は1年3か月、熊本市での居住期間は

丸3年もあるのです。

今回の朝ドラの決定を受け、今後八雲に関する取組や本市観光にどのように活用されるのでしょうか。松江市では小泉八雲記念館、市役所、商工会議所ばかりではなく、民間ボランティア団体こぞって観光活性化に動いています。20年前の大河ドラマ「武蔵」の大失敗の轍を踏まぬよう、文化市民局長に御答弁を願います。

〔早野貴志文化市民局長 登壇〕

○早野貴志文化市民局長 このたび令和7年度後期のNHK連続テレビ小説に小泉八雲の妻セツが選ばれましたことは、市民をはじめ、国内外の皆様に同夫妻が暮らした旧居が残る本市や、小泉八雲に対する認識をさらに高めることができる好機と考えております。

そのため、放送決定後、NHKに対しまして小泉八雲の旧居をはじめとした本市ゆかりの場所や当時の関連資料などの情報提供を積極的に行うなど、本市が撮影の舞台に選ばれるよう働きかけを行っているところでございます。

また、8月には新たなのぼり旗の設置や八雲の怪談を題材としたイベントを実施したところであり、今後関係団体とともに、松江市と連携した八雲忌での朗読会や没後120年を記念した講演会等の開催に加え、本市観光ウェブサイトへの特集記事の掲載などを行うこととしております。

さらに、議員からの御助言を踏まえ、関係団体の意見も伺いながら、旧居の魅力をさらに高め、より多くの皆様に訪れていただけるよう、展示物の見直しや観光PR、イベント等の実施に向け、今後関係部署と連携し、早急に財政措置を検討してまいります。

〔40番 落水清弘議員 登壇〕

○落水清弘議員 12月議会での財政措置で、松江市に負けないようによりしくお願いいたします。

通告6、新型コロナウイルス感染症治癒後の後遺症とmRNAワクチン接種副反応後の後遺症について。

先週の水曜日、28日、NHK「あさイチ」でmRNAワクチン接種副反応の救済制度の番組が、1時間10分にもわたり放送されました。これほど詳しく丁寧にNHKがコロナワクチン接種副反応救済制度の放送をするということは、mRNAワクチン後遺症がもう日本のマスコミでも看過できないところまで来たという証明なのです。

現在、政府発表では、8月22日現在、コロナワクチン接種回数は4億4,000万回、健康被害の救済制度の申請数は1万1,773件、審査済みは86%、救済制度で認定された数は7,790件、全体の3分の2です。そのうち死亡者認定は777人の方々です。mRNAワクチンを接種したことにより、777人の貴い命が亡くなってしまったのです。しかし、これは氷山の一角なのです。

まず、申請書類を作成するのが容易ではありません。そろえる書類はA4で1,000ページです。厚みとしてこれぐらいになります。これを作成、収集するのに1年はか

かります。いえ、それ以上の年月をかけないとできない方が、また途中で挫折される方が多数おられます。皆さん自分ことになったとき申請を選択されますか。

私は妻に「もしも私がワクチン接種後に死んだときは、1,000枚の書類を作成して申請するか」と聞きました。彼女は「あなたが希望するなら頑張るけれども、希望するか」と聞き返されたので、私は残された妻の人生が安らかであることを望むので、「希望しない、申請しないでくれ」と伝えました。多くの高齢夫婦はこれと似たような会話になるのではないかと思います。

では、お伺いします。

現在の医学で、コロナ感染治癒後の後遺症と、mRNAワクチン接種副反応後の後遺症を見分けることができるのでしょうか。

また、奈良県庁が行っている救済制度における受診証明書の記載マニュアル等作成をして、少しでもスピード感のあるワクチン被害者への救済に積極的に手を伸ばされるお考えはありませんでしょうか。

健康福祉局長、答弁願います。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状、いわゆる後遺症の代表的な症状と新型コロナワクチン接種後の副反応の症状は、疲労感、倦怠感、頭痛など類似する症状もあり、明らかになっていないことも多く、症状からの判別は困難であります。国において症状や治療法について研究が進められているところです。

次に、予防接種健康被害救済制度は、予防接種に伴い不可避免的に生じる健康被害を受けた方を迅速に救済する制度であり、専門家により構成される国の疾病・障害認定審査会において、受診証明書等を基に予防接種との因果関係を審査する必要があることから、その申請手続が複雑であることは認識しております。

申請者が申請方法や書類を理解しやすく、医療機関等からの関係資料の円滑な受領等にもつながるよう、本市においても、議員御提案の受診証明書記載マニュアルを作成し、ホームページ等で広報することで申請される方々の迅速な支援等に取り組んでまいります。

〔40番 落水清弘議員 登壇〕

○落水清弘議員 局長の方から奈良方式を導入していただけたということで、少し胸をなでおろしました。大変多くの方々が本当に苦労されております。何とかその1,000ページの書類がせめて100ページになるようにしていただきたいものであります。何とぞよろしく手を差し伸べていただくことを心からお願い申し上げます。

来月からの定期接種もさることながら、また新型のmRNAワクチンが作られようとしております。レプリコンとか、コスタイベとかが認可されようとしています。

先日の防災の日にも、下通アーケードで普通の市民と思われる女性の方々が、30名ほどmRNAワクチンの注意喚起のチラシを配布されておりました。猛暑の中でした。本当にありがたいことです。

一昨年、厚生労働省の不可解な改ざんと思われるようなワクチンデータの指摘をされました国立名古屋大学名誉教授、名古屋小児がん基金理事長、小島勢二先生も、やがて認可されると思われる新型のmRNAワクチンは、今まで以上の被害者が出るのではないかと警鐘を鳴らしておられます。全てのmRNAワクチンは、まだ未完成です。リスク、メリットのその全てを市民へ向けて丁寧な情報開示をお願いいたします。

通告7、台湾の花蓮市地震視察成果から、今後の本市地震対策に活かせることについて。

本年4月3日、台湾東部沖地震が起きました。地震規模は花蓮マグニチュード7.2、平成28年の熊本地震が7.3ですから、ほとんど同規模の地震です。

私は、発災後40日目に、福岡の台北駐大阪経済文化弁事処のお力添えで、そのスピード感のある復興の現実を花蓮市の魏嘉彦市長の御案内の下に視察することができました。

帰国後、私が手にした情報をつぶさに本市危機管理防災部へお伝えしました。その翌月の6月11日に、職員3名で花蓮市へ行政視察に行かれたとのこと。その花蓮地震の視察の御報告を政策局長をお願いいたします。

〔三島健一政策局長 登壇〕

○三島健一政策局長 今回の花蓮市視察に際しましては、先行して被災地へ入られた議員から情報をいただき、迅速な避難所開設の手法や法制度の違いなどポイントを絞って聞き取りを行うなど、限られた時間の中で効率的に調査を実施することができました。

その中で、台湾では市民一人一人に共助の精神が深く根づいていることや、NGO団体が防災救援に関する相互支援協定により、避難所開設運営、物資の支援などにも深く携わっていることが、優れた避難所運営の要因であることが分かりました。

台湾と日本では国際情勢や国民の意識など背景は異なりますものの、この仕組みについては本市としても大変参考となりますことから、地域主体の避難所運営にどのように反映させていくか、検討を進めているところでございます。

今後も議員からの御助言や視察で得た成果に基づき、さらに研究を進め、被災者の皆様が安心して過ごすことができる避難所の環境向上に努めてまいります。

〔40番 落水清弘議員 登壇〕

○落水清弘議員 今局長が言われましたように、台湾の避難所は、民間の避難所は非常に多うございます。公設の避難所は、花蓮市には1か所しかありませんでした。そしてもう花蓮市の公設の避難所は、2週間後には閉鎖をすることができているような状態です。

今地域主体の避難所運営という言葉が申されましたけれども、日本で言うならば地域公民館です。地域公民館の活用が一番大事です。どうか地域公民館の活用で、この熊本市の避難所運営に関して市民一人一人が家の近くに避難所がある制度を確立していただきたいと思っております。

また、私がいま一つ把握ができなかった民間NGOの主導での、特にT z u C h i F o u n d a t i o nとの防災救援に関する相互支援協定の中身が把握できたことは何よりだと思いました。

私も台湾へ過去3回ほど訪れましたが、今回のように自転車で7時間使って花蓮市民の生の声を直接聞いたことは、私にとっては大変意義深いことでした。そして台湾ではこれほど日本語が通じる方がまだまだたくさんおられるということも初めて実感しまして、とてもうれしかったです。

昭和31年生まれの私の幼少期へタイムスリップしたような気持になり、花蓮の人々の日本人が一番日本人らしい時代の人情厚い人柄には、目頭を熱くなる思いがいたしました。向こう三軒両隣、困ったときはお互いさまの日本人精神が、一番の命を守る災害対策になることを申し添えさせていただきます。

通告8、平成28年の国会議員立法で制定した『戦没者の遺骨収集の推進に関する法律』について。

来年は戦後80年です。今年8月は太平洋戦争、大東亜戦争のNHK伝承番組が特に多く感じたのは、私だけではなかったかと思われまます。

通告の法律は、超党派の議員立法で8年前に制定されましたが、コロナ等の影響なのか、ほとんど実働に入ることができず、いまだに100万人以上の御遺骨が戦地に放置されたままになっています。このことは、太平洋戦争、大東亜戦争で、私どもの国を守ろうとして命を投げ出された先哲の皆様方に申し訳ないことかと感じ入ります。

特にアメリカと戦争をしたことすら丁寧に教育されていない若い国民へ、誇り高き日本人の魂を伝承する最後のチャンスを失うのではないかと強い危惧を抱かざるを得ません。

私は縁あって、平成24年にアルピニストの野口健さんが主催する沖縄八重瀬遺骨収集活動に参加することができました。老若男女の30名ほどの日本国民とともに、その状況は口では伝えきれませんが、ほんの少しだけ。

八重瀬町の洞窟から見つかる御遺骨は、その多くが一般の市民の方々の遺骨です。そして数々の遺留品、骨に触れるたびに無念だったろうなと強く感じました。この方々にとっては、79年たった今でも戦争はまだ終わっていないのです。

野口健さんはおじいさまがビルマのインパール作戦に参戦されており、命からがら運よく内地に戻ることができられたそうです。帰国されてからも、ずっと多くの部下を死なせてしまったと悔やまれていたそうです。そしてそれがきっかけで、国内外の遺骨収集活動を手弁当で野口さんは始められたというわけです。

野口さんの話で一番忘れられない話があります。海外の戦地の遺骨、特に海沿いの洞窟で見つかる遺骨は、そのほとんどが日本の方向へ頭を向けて倒れている遺骨が多い。それは、きっと死ぬその瞬間まで日本にいる家族や祖国のことを思っているあかしだと、いまだに私の心に深く刻み込まれている話です。

私たちは、この方々のおかげで現在の豊かな日本社会を享受させていただいている

のです。何とかお一人でも、一柱でも御帰国をお手伝いできないものでしょうか。

お伺いいたします。

政府は、この法律遂行は国家としての責務事業だと位置づけていますが、私は全ての日本人にとっての責務事業だと考えます。そのような意味から、熊本市は太平洋戦争、大東亜戦争でお亡くなりになった、いまだに戦地に置き去られてしまっている御遺骨収集に関してどのような行政支援や市民への周知をされるおつもりなのか、大西市長にお答えをお願いするものです。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 ただいま議員から戦没者の遺骨収集に参加された貴重な経験のお話をいただきましたが、私も先般、8月15日に開催されました熊本県戦没者追悼式に参列いたしまして、今日の平和と繁栄が戦没者の方々の貴い犠牲と御遺族の方々の御労苦の上に築かれているということに思いをいたし、いまだ異郷の地に残されている戦没者の方々の御遺骨を収集していくことは、我が国の大変重要な事業であると認識をしております。

本市といたしましても、国と連携をしながら、当該事業の進展に資する情報の発信や市民への周知啓発に取り組んでいく必要があると考えておりまして、今後、当該事業に係るリーフレットの配布や戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定申請等の情報発信に加えまして、地域公民館等の研修会をはじめ、町内自治会、子ども会等への周知を図るなど、さらなる周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

〔40番 落水清弘議員 登壇〕

○落水清弘議員 大西市長、私の気持ちに御共感いただきまして、心から感謝申し上げます。

先人へ対する感謝の誠と未来へ誇り高き日本人の魂を伝承するために、何とぞよろしく願い申し上げます。

今日は少し見苦しい姿を見せてしまいましたけれども、本当に残された人生の中で何をするのか、それを問うばかりの日々の議員生活です。まだまだ行き届きませんが、誠心誠意これからもやってまいりたいと思います。

それぞれの皆様方の御指導、御鞭撻をよろしく願いいたしまして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。

次会は、明6日（金曜日）定刻に開きます。

○寺本義勝議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時56分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和6年9月5日

出席議員 47名

1番	寺本義勝	2番	大 寫澄雄
3番	村上 磨	4番	瀬尾誠一
5番	菊地渚沙	6番	山中惣一郎
7番	井坂隆寛	8番	木庭功二
9番	村上誠也	10番	古川智子
11番	荒川慎太郎	12番	松本幸隆
13番	中川栄一郎	14番	松川善範
15番	筑紫るみ子	16番	井芹栄次
17番	島津哲治	18番	吉田健一
19番	齊藤 博	20番	田島幸治
21番	日隈 忍	22番	山本浩之
23番	北川 哉	24番	平江 透
25番	吉村健治	26番	山内勝志
27番	伊藤和仁	28番	高瀬千鶴子
29番	小佐井賀瑞宜	30番	田中敦朗
31番	高本一臣	32番	西岡誠也
33番	田上辰也	34番	三森至加
35番	浜田大介	36番	井本正広
37番	大石浩文	38番	田中誠一
39番	坂田誠二	40番	落水清弘
41番	紫垣正仁	43番	澤田昌作
44番	満永寿博	45番	藤山英美
47番	上野美恵子	48番	上田芳裕
49番	村上 博		

説明のため出席した者

市長	大西一史	副市長	深水政彦
副市長	中垣内隆久	政策局長	三島健一
総務局長	津田善幸	財政局長	原口誠二
文化市民局長	早野貴志	健康福祉局長	林将孝
こども局長	木櫛謙治	環境局長	村上慎一
経済観光局長	村上和美	農水局長	金山武史
都市建設局長	秋山義典	消防局長	平井司朗
交通事業管理者	井芹和哉	上下水道事業者 管理	田中俊実
教育長	遠藤洋路	中央区長	土屋裕樹
東区長	本田昌浩	西区長	石坂強
南区長	本田正文	北区長	吉住和征

職務のため出席した議会局職員

局長	江幸博	次長	中村清香
議事課長	池福史弘	政策調査課長	岡島和彦